

社会福祉法人 相生市社会福祉事業団評議員及び役員の報酬等に関する規則

平成28年12月14日

規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人相生市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、事業団の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち事業団を主たる勤務場所とし、週4日以上、事業団の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬及び賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 事業団の職員を兼ねている役員等で、当該職員としての給与を受ける場合には、役員等としての報酬は支給しない。

3 相生市の行政職の職員が事業団の役員等に就任した場合には、その者には事業団の役員等としての報酬は支給しない。

(通勤手当)

第4条 常勤の役員には、第3条第1項に掲げる報酬のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の支給額は、社会福祉法人相生市社会福祉事業団職員給与規則（平成19年規則第1号）第20条に定めるところによる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、通勤手当について準用する。

(報酬の額の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬の額は、別表に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に支給する。

- (1) 常勤役員 その月の初日から末日までの分をその月の20日に支給する。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日

又は土曜日に当たるときは繰り上げて支給する。

(2) 非常勤役員 理事会及び評議員会への出席等、その都度支給する。

(3) 評議員 評議員会への出席等、その都度支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の報酬にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（常勤役員報酬額の特例）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その就任が月の途中である場合でも、その月から報酬を支給する。

2 常勤の役員で退任し、又は解任された者には、その退任又は解任が月の途中である場合でも、その月までの報酬を支給する。

（改廃）

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。

（委任）

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（関係規則の廃止）

2 社会福祉法人相生市社会福祉事業団役員等の給与及び報酬規則（平成24年規則第5号）は廃止する。

## 別 表

区 分	役員等の名称	報酬の額	賞与（年額）
常勤役員	理事長	月額 200,000円	報酬月額×2
非常勤役員	理事	日額 10,000円	
	監事	日額 10,000円	
評議員	評議員	日額 10,000円	

議案第 23 号

平成 29 年 4 月 1 日以降の役員報酬総額（年額）について

平成 29 年 4 月 1 日施行の社会福祉法人相生市社会福祉事業団定款全部改正後の定款第 22 条の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日以降の役員報酬総額（年額）について、評議員会の決議を求める。

平成 28 年 12 月 14 日提出

社会福祉法人相生市社会福祉事業団  
理事長 丸 山 英 男

記

役員報酬総額（年額）	3, 220, 000 円
------------	---------------